

国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員給与規程

制定 平成17年4月1日 17規程第8号

最終改正 平成31年3月19日 30規程第32号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17規程第4号。以下「契約職員就業規則」という。）第35条の規定に基づき、契約職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の体系)

第2条 契約職員の給与は、契約職員俸給（以下「俸給」という。）、超過勤務手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当及び休業手当とする。

2 俸給は、時間給とする。ただし、第五号職員（招へい研究員）のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第2号の監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者については、月給とすることができる。

(給与の支給)

第3条 給与は、その全額を通貨で直接契約職員に支払う。ただし、法令又は労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、労使協定に基づき、契約職員が希望する金融機関の本人名義の口座に振込みの方法によって支払うことができる。

(給与期間)

第4条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給日)

第5条 給与の支給定日は、毎月17日とし、その前月の給与期間の給与の全額を支給する。ただし、支給定日が休日（契約職員就業規則第17条第5号の休日を除く。以下この条において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

(給与の即時払)

第6条 前条の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、本人又は権利者の請求があったときは、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争がある場合は、この限りでない。

- 一 本人が死亡したとき。
- 二 退職（解雇を含む。）したとき。

2 前項の権利者とは、死亡当時本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 子
- 三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第7条 理事長は、契約職員が次の各号のいずれかに該当する場合において、本人の請求があったときは、第5条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用にあてるとき。

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の場合の費用にあてるとき。

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(俸給の決定)

第8条 契約職員(第2条第2項ただし書きの規定により俸給を月給とすることとした契約職員を除く。)の俸給は、別表の区分欄に掲げる契約職員の種類に応じ、それぞれ同表に基づき次に掲げる者が決定した号俸の額とする。ただし、第二号職員(テクニカルスタッフ)、第三号職員(アシスタント)及び第六号職員(シニアスタッフ)における俸給の下限は、東京本部及び臨海副都心センターに勤務する契約職員にあつては3号俸、つくばセンター、福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、中部センター及び関西センターに勤務する契約職員にあつては2号俸とする。

一 第一号職員(産業技術総合研究所特別研究員)、第二号職員(テクニカルスタッフ)及び第三号職員(アシスタント) 国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程(26規程第72号)第3章及び第5章に規定する組織等並びに組織規則(26規則第6号)第3条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び連携研究ラボ並びに同規程第3章第2節に規定する本部組織に、組織規則の定めるところにより置かれる部、室(コンプライアンス推進本部及び企画本部並びに部の下に置かれる室を除く。)、センター及びスクール(以下「部門等」という。)の長(以下「部門等の長」という。)

二 第四号職員(技術専門職) 部門等の長

三 第五号職員(招へい研究員)のうち、部門等の長又は部門等の長に相当する職務に従事する者 理事長

四 第五号職員(招へい研究員)(前号に該当する者を除く。) 部門等の長

五 第六号職員(シニアスタッフ) 人事部長

六 第七号職員(リサーチアシスタント) 人事部長

2 前項の規定にかかわらず、部門等の長は、業務上特に必要があると認めた場合において、別表の各区分の俸給(第四号職員(技術専門職)、第五号職員(招へい研究員)、第六号職員(シニアスタッフ)及び第七号職員(リサーチアシスタント)を除く。)の最高額を超えて俸給を決定しようとするときは、別に作成する契約職員俸給決定協議書により理事長に協議するものとする。

3 第1項第1号の規定にかかわらず、第三号職員(アシスタント)のうち別表に定める1号俸以上の額によりがたい特別の事情がある契約職員にあつては、人事部長が別に決定する額

とする。

4 契約職員就業規則第55条の2の規定により無期雇用契約を締結した契約職員のうち、就業の場所を異にする異動を行う第二号職員（テクニカルスタッフ）及び第三号職員（アシスタント）に対して、第1項ただし書きに規定する異動先の就業の場所における俸給の下限が異動元の就業の場所における俸給の下限を下回る場合には、異動元である就業の場所における俸給の下限について当該異動日から2年間適用するものとする。ただし、就業の場所を異にする異動により、無期雇用契約を締結した就業の場所に異動を行う場合には、これを適用しない。

5 契約職員（第2条第2項ただし書きの規定により俸給を月給とすることとした契約職員を除く。）の一の給与期間における勤務時間（所定労働時間を超えて勤務した時間、休日に勤務した時間及び深夜時間帯に勤務した時間を除く。）の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分のときのその時間当たりの俸給の額は、俸給の2分の1とする。

第9条 第2条第2項ただし書きの規定により俸給を月給とすることとした契約職員の月給は、前条第1項第3号に定める契約職員の俸給を参酌して理事長が決定するものとする。この場合において、当該契約職員の第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、雇用契約書で定める俸給の月額を一の月における所定労働時間数（一の月によって所定労働時間が異なる場合には、当該年度の一月当たりの平均所定労働時間数）で除して得た額とする。

（超過勤務手当）

第10条 契約職員（第2条第2項ただし書きの規定により俸給を月給とすることとした契約職員を除く。）が契約職員就業規則第18条により、所定労働時間を超えて勤務した場合、休日に勤務した場合及び午後10時から翌日午前5時までの間（以下「深夜時間帯」という。）に勤務した場合には、超過勤務手当を支給する。

2 超過勤務1時間当たりの額は、当該契約職員の俸給の額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

勤務区分	割合
一 所定労働時間を超えて、1日について7時間45分、1週間について38時間45分に達するまで勤務した時間 （契約職員就業規則第16条に定めるフレックスタイム制を採用する契約職員においては、一の給与期間における所定労働時間に達するまでの時間）	100分の100
二 契約職員就業規則第17条第5号に規定する休日（以下「第5号休日」という。）に勤務した時間のうち、前号に定める時間に達するまでの時間	100分の100
三 第1号に定める時間を超えて勤務した	100分の125

時間（休日に勤務した時間（第5号休日のうち前号に定める時間を除く。）を含む。以下この項において「所定外労働時間」という。）のうち、一箇月において60時間以内の時間（次号に定める時間を除く。）	
四 前号に定める時間内において休日（第5号休日を除く。）に勤務した時間	100分の135
五 所定外労働時間が1箇月において60時間を超えたときは、その超えた時間	100分の150
六 深夜時間帯に勤務した時間	100分の25

3 前項各号の超過勤務1時間当たりの額に、一の給与期間における区分ごとの時間数を乗じて得た額の合計額を超過勤務手当の月額とする。

4 第2条第2項ただし書きの規定により俸給を月給とすることとした契約職員の超過勤務手当については、当該契約職員を職員とみなし国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（17規程第6号。以下「職員給与規程」という。）第24条を適用して算出した額とする。

（通勤手当）

第11条 通勤手当は、職員給与規程第32条第1項に規定する職員の支給要件（以下単に「支給要件」という。）を具備する契約職員に支給する。

2 契約職員の通勤手当の額は、契約職員を職員とみなして職員給与規程第32条の規定を適用し、同条第7項の規定にかかわらず、支給単位期間を1箇月として算出した額に21分の1を乗じて得た額を1日当たりの額とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 前項の1日当たりの通勤手当の額に、一の給与期間における実勤務日数を乗じて得た額を通勤手当の月額とする。

4 第1項に規定する通勤手当の額の算出の基準、届出、その他通勤手当の支給に関し必要な事項については、職員給与規程第33条から第37条まで及び第42条の規定を準用する。この場合において、第35条、第36条、第37条第1項及び第42条中「職員」とあるのは「契約職員」と読み替えるものとする。

5 通勤手当の支給は、契約職員に新たに支給要件が具備するに至った日から開始し、通勤手当を支給されている契約職員が退職し、又は懲戒解雇された場合においては、それぞれの者が退職し、又は懲戒解雇された日、通勤手当を支給されている契約職員が支給要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定により準用する職員給与規程第36条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日から行うものとする。

6 通勤手当は、これを受けている契約職員にその額を変更すべき事実が生じるに至った場合

は、その事実が生じた日から支給額を改定する。前項のただし書の規定は通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(単身赴任手当)

第11条の2 契約職員就業規則第55条の2の規定により無期雇用契約を締結した契約職員のうち、就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、住居を移転する職員に、単身赴任手当を支給することができる。

(住居手当)

第11条の3 契約職員就業規則第55条の2の規定により無期雇用契約を締結した契約職員のうち、就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、住居を移転する職員に、住居手当を支給することができる。

(寒冷地手当)

第11条の4 契約職員就業規則第55条の2の規定により無期雇用契約を締結した契約職員のうち、就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、北海道センターに在勤することとなった契約職員に、寒冷地手当を支給することができる。

(休業手当)

第12条 休業手当は、国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営上やむを得ず休業とする場合に、休業となる契約職員（第2条第2項ただし書きの規定により俸給を月給とすることとした契約職員を除く。）に支給する。

2 前項の契約職員の休業手当の額は、その契約職員の俸給の額に休業となった時間数を乗じて得た額とする。

(給与の減額)

第13条 第2条第2項ただし書きの規定により俸給を月給とすることとした契約職員が勤務しないときは、契約職員就業規則第17条に規定する休日である場合、同規則第22条に規定する年次有給休暇及び第24条第1項に規定する特別休暇（第3号から第5号、第10号及び第12号を除く。）による場合、同規則第52条の規定による就業の禁止による場合その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(端数の取扱)

第14条 第8条第4項の規定により計算された俸給の額、第9条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第10条第2項の規定による超過勤務1時間当たりの額、第11条第2項の規定による1日当たりの通勤手当の額及び第13条の規定による給与の減額の算定について、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 契約職員（第2条第2項ただし書きの規定により俸給を月給とすることとした契約職員を除く。）の一の給与期間における勤務時間（所定労働時間を超えて勤務した時間、休日に勤務した時間及び深夜時間帯に勤務した時間を除く。）の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が15分未満のときは零と、15分以上45分未満のときは30分と、45分以上1時間未満のときは1時間として計算するものとする。

3 契約職員の一の給与期間における所定労働時間を超えて勤務した時間、休日に勤務した時間、深夜時間帯に勤務した時間又は第13条において勤務しない時間のそれぞれの合計に1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。

附 則（17規程第8号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

（独立行政法人産業技術総合研究所非常勤職員給与規程の廃止）

第2条 独立行政法人産業技術総合研究所非常勤職員給与規程（13規程第8号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 この規程の施行の前日において、独立行政法人産業技術総合研究所非常勤職員給与規程（13規程第8号）の適用を受けていた第一号職員（産業技術総合研究所特別研究員）が、施行の日に施行の前日と同じ条件（俸給の額を除く。）で雇用される場合の俸給の額は、この規程の施行前の直前に受けていた俸給の額と同じとする。

附 則（18規程第5号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程中、第1条の規定は平成18年4月1日から施行し、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。

附 則（19規程第4号・一部改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（20規程第8号・一部改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（21規程第2号・一部改正）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（22規程第7号・一部改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（22規程第56号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（23規程第21号・一部改正）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（24規程第48号・一部改正）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（26規程第50号・一部改正）

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（26規程第82号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第73号・一部改正）

この規程は、平成27年11月1日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員給与規程は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（27規程第108号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第34号・一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（29規程第38号・一部改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（30規程第14号・一部改正）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（30規程第32号・一部改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表

区分	号俸	俸給
第一号職員（産業技術総合研究所特別 研究員）	1	2,200円
	2	2,350円
	3	2,500円
第二号職員（テクニカルスタッフ）	1	850円
	2	950円
	3	1,100円
	4	1,300円
	5	1,500円
	6	1,700円
	7	1,900円
	8	2,100円
	9	2,400円
	10	2,700円
	11	3,000円
第三号職員（アシスタント）	1	850円
	2	950円
	3	1,100円
	4	1,300円
	5	1,500円
第四号職員（技術専門職）	なし	部門等の長が契約職員俸給決定協議書により人事部長と協議して決定した額
第五号職員（招へい研究員）	なし	部門等の長又は部門等の長に相当する職務に従事する契約職員は理事長が、その他の契約職員は部門等の長が契約職員俸給決定協議書により人事部長と協議して決定した額

第六号職員（シニアスタッフ）	1	850円
	2	950円
	3	1,100円
	4	1,300円
	5	1,500円
	6	1,700円
	7	1,900円
	8	2,100円
	9	2,400円
	10	2,700円
	11	3,000円
第七号職員（リサーチアシスタント）	1	1,500円
	2	1,900円